

竹原市民生都市建設委員会

令和6年6月21日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第47号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(その他)

- 1 令和6年度低所得者支援給付金について
- 2 新型コロナワクチン接種体制について
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和6年6月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
道 法 知 江
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
山 元 経 穂

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局主任主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
地域支えあい推進課長	広 近 撰
健康こども未来課長	住 田 昭 徳

午前9時54分 開会

委員長（下垣内和春君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第2回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第45号外1議案につきまして説明をさせていただきますので、どうぞ慎重な御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、議案番号順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。よろしくお願いいたします。

議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） それでは、議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の55ページ、議案参考資料の53ページとなります。議案参考資料で説明させていただきますので、議案参考資料の53ページをお開きください。

本案は、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を改定するものでございま

す。

改正内容につきましては、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬額を月額2万7000円から月額2万1,050円に改めるというものでございます。

口頭説明になりますが、改正の理由につきましては、このたび広島県の報酬が引き上げられたことに伴いまして、報酬額を広島県と同額にするという形にて改定するものでございます。

広島県と報酬額を同額にする必要性の説明をさせていただきます。

この法人指導監査業務につきましては、従来都道府県で実施していた業務が平成25年4月の社会福祉法改正に伴い、法人指導監査権限の一部が法定移譲され、市町で実施することとなりました。その際、平成25年度より各市町で報酬額を定める必要が生じたものでございますが、業務内容がこれまで実施していた県の指導監査専門員と同じ内容であるということから、広島県が示しました報酬額に各市町が合わせたという経緯がございます。こうしたことから、報酬額においては広島県の報酬水準に合わせるものが妥当と考え、今般、県におきまして見直しをされた報酬額に合わせるものでございます。広島県では、毎年4月1日付で県の総務課が報酬額を定めているとお聞きしております。具体的には、健康福祉局医療介護基盤課から報酬額を改定したという情報を受けての改定となっております。

施行期日ですが、公布の日となっております。根拠法令は地方自治法第203条の2になります。

議案第45号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） どれぐらいの人数というか、年間で、頻度という言い方がいいのか分からないのですが、上げてのは県に合わせるということで分かるのですが、実際のぐらい、去年の例でいくとこれぐらいの例、頻度でどれぐらい年間かかっていますというのが分かれば教えてください。

委員長（下垣内和春君） 地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） 社会福祉法人の監査は年間3か所から4か所行わ

れており、専門員の方は公認会計士１名と社会保険労務士をそれぞれ１名委嘱しております。そして、その方たちに１日、先ほどありました日額２万７００円の監査日数を掛けて支払いをしております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 日数とかは分からないですか。実績でいいので。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） 実績は令和５年度は４日、４事業所で、１事業所につき１日実施監査をしておりまして、監査結果の報告を提出していただくのにもう一日お集まりいただくので、実質１法人につき２日というふうにやっております。

委員長（下垣内和春君） いいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第４７号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） おはようございます。健康こども未来課でございます。

議案第４７号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

議案書は６１ページ、議案参考資料は５９ページとなります。本日は議案参考資料にて御説明をさせていただきます。

１の提案の要旨でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、職員配置の最低基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

２の改正の内容でございます。

内閣府令の改正の基準と同様に、家庭的保育事業等における職員配置の最低基準につい

て、満3歳の児童おおむね20人につき1人からおおむね15人につき1人に、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人からおおむね25人につき1人にそれぞれ改めるものとなっております。

3の施行期日は公布の日、4の根拠法令としては児童福祉法第34条の16でございます。

少し補足説明をさせていただきます。

これまでも児童福祉施設での同様の基準条例を改正する際に御説明してまいりましたが、事業を行うに当たりまして設置者並びに事業者が守るべき基準等につきましては、まず国におきましてそれぞれの所管の省令にて基準が制定されております。あわせて、都道府県あるいは市町での実施自治体におきまして、この国の省令の基準を参考にし、従うべき基準、あるいは参酌すべき基準として同様に条例を定めているといった制度になっております。

このたびの改正でございますけれども、令和5年12月22日に閣議決定されましたことも未来戦略というのがございます。この中におきまして、今後3年間の集中的に取り組むべき施策、加速化プランといたしますけれども、こちらのほうの一つに3歳、4歳、5歳児につきましての職員配置基準の改善を図ることとされ、国において基準の改正が行われたという背景がございます。この家庭的保育事業というものは、認定こども園、幼稚園、保育所、いわゆる教育保育施設とは別に、市町の認可を受けた地域型保育事業を指します。0歳から2歳児までの子供を対象としており、種類として小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業となっております。これは、多様な施設や事業などから利用者が選択できる仕組みとして、まず都市部では待機児童の解消を図る、人口減少地域では地域の子育て支援機能を維持確保する目的としてそもそも平成27年から始まった内容でございます。本市では、この基準条例の制定以降、現在に至るまで事業の実施自体はございません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） まだ家庭的保育事業をされている事業者がいないということなの

ですけれども、保護者からしたら受皿はたくさんあることは確かにいいと思いますので、やったださる事業者の発掘というのは今後はされていく予定はあるのかお伺いします。

委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） 子供施策に関する、保護者の方からの要望等につきましては、このたびの案件は子供を預ける施設に限ってのことでございますけれども、それ以外にもいろんな場面を通じて皆様の意見を聞くというのは取っておりますので、その中で要望が高いもの、優先順位もあろうかと思っておりますけれども、ニーズに沿ったものから今後対応してまいりたいと、そんなふうに考えてます。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） ありがとうございます。

市内のこども園の基準はこれと同じなのかお伺いします。

委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） 同様に同じでございます。ただし、こちらのほうは県のほうの管轄にて、このたびの6月議会で県のほうが条例を改正するといった内容でございます。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません。関連になってしまうのですが、現在市内のこども園の職員数の現状で足りてるのかということをお伺いします。

委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） 職員数の適正配置の数といいますか、そちらのほうの御質問かと思っておりますけれども、本日説明させていただいた、常時子供を見る、いわゆるクラス担任といいますか、そういった形の先生につきましては、基準どおり私立も公立もいますので、そちらのほうは充足しているかなというふうに思っております。ただし、こども園の運営につきましては、常時保育士以外に例えば朝出、延長、それから代替えの保育士等々いろんな方が集まって様々に組み合わせる中で運営しております。そうした観点から常時保育士以外の方につきましては、常に募集をかけ、少しでも充足できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） 今回、20人が15人になるということで、1人当たりの先生が15人で手厚く見れると思うのですが、職場で働く職員さんの声なども大変だと

いうのはいろいろ聞いてますので、やめていく方がないような処遇改善なり職場づくりというのも今後も検討を引き続きしていただきたいと思います。答弁は大丈夫です。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

午前１０時０８分 休憩

午前１０時０９分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第１１７条第１項の規定による委員外議員の出席、または第２項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 申出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑、答弁を踏まえ、各議案に対する意見、疑問点、追加の質疑の必要性等、発言がありましたら挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 追加の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前１０時１０分 休憩

午前１０時１０分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第４５号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４７号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することとします。

また、本委員会での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

またあわせて、議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

それでは、その他の事項に移ります。

説明員を入れ替えます。暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 14 分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

市民福祉部から報告が 2 件ありますので、これを受けたいと思います。

市民福祉部長の発言を許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本日は、その他事項として令和 6 年度低所得者支援給付金についてを地域支えあい推進課から、新型コロナワクチン接種体制についてを健康こども未来課から報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） それでは、担当課から説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） それでは、令和 6 年度低所得者支援給付金について御説明申し上げます。

資料といたしましては、議案等補足説明資料の 1 ページとなります。こちらの資料を用いて説明させていただきますので、議案等補足資料の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度低所得者支援給付金についての御説明をさせていただきます。

1、概要といたしまして、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として新たな経済に向けた給付金と定額減税一体措置として実施する低所得者支援及び定額減税補足給付金——調整給付金と言われますけれど——のうち、新たな住民税非課税となる世帯への給付及び新たな住民税均等割に課税となる世帯への給付について令和 6 年度の住民税課税情報等に基づき支給するものでございます。令和 5 年度においては、住民税非課税世帯に対しまして、令和 5 年 7 月から 3 万円、令和 5 年 9 月から住民税均等割額のみ世帯に対して 2 万円を給付いたしております。令和 5 年 12 月から住民税非課税世帯に 7 万円を追加給付し、令和 6 年 1 月から住民税均等割額のみ課税世帯及び低所得者子育て世帯に対して低所得者支援等給付金を給付してまいりました。住民税均等割額のみ課税世帯に対して、くらし応援臨時特別給付金 2 万円と合わせて合計 10 万円相当額になるように追加給付を行ってまいりました。あわせて、18 歳未満の子供がいる住民税非課税世帯及び住民税均等割額のみ課税世帯に対して、児童 1 人当たり 5 万円を給付してござい

す。

2番の内容といたしまして、支給対象は令和6年6月3日を基準日といたしており、その基準日におきまして令和6年度の住民税非課税または均等割額のみ課税世帯となっております。既に令和5年度の住民税非課税世帯及び均等割額のみ課税世帯への給付の対象となった世帯は除きます。(2)の給付額なのですが、給付金は1世帯10万円となります。また、令和6年度住民税非課税世帯及び均等割額のみ課税世帯の18歳未満の子供がいる世帯に対しては、子供1人当たり5万円を給付いたします。(3)の財源なのですが、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、10分の10全額国庫負担金を利用することとなっております。

3の対象世帯数見込み及び支給見込額のことですが、新たに住民税非課税となる対象世帯は、表にありますように280世帯、その世帯の子供の数は30人と見込んでおります。また、新たに住民税均等割額のみ課税となる対象世帯は200世帯、その世帯の子供の数は20人を見込んでおります。支給見込額は、世帯への給付と子供の加算を合わせて5,050万円を見込んでおります。

4番の今後の予定でございますが、(1)として、令和6年7月上旬にシステム改修を実施し、対象世帯を抽出して特別定額給付金等の口座情報の確認を行ってまいります。7月中旬に給付対象者に支給案内と確認書を送付する予定としております。6年7月下旬頃に口座変更等の変更内容の確認が終わり次第、指定されている口座へ振り込む予定となっております。

周知につきましては、市のホームページ及び広報7月号に掲載するなど努めてまいります。

令和6年度低所得者支援給付金についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、次の報告に移ります。

担当課から説明を求めます。

健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） それでは、その他の報告といたしまして、健康こど

も未来課からは新型コロナワクチン接種体制につきまして御報告をさせていただきます。

議案等補足説明資料の2ページをお開きいただければと思います。

1の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症が予防接種法第2条第3項第3号の政令で定める疾病として位置づけられ、令和6年4月1日から適用されることになったことに伴い、令和6年秋以降、定期B類疾病として接種体制の準備を行うものでございます。御承知のとおり、昨年の5月8日から感染症の分類としてまず2類から5類への変更になりました。これまで法律に基づき、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し一人一人の自主的な取組をベースとしたものへの変更となっております。それによって、医療費やワクチン等についても変更となったといった内容でございます。これまで特例臨時接種として全額国費の無料にて実施しておりましたけども、今年度から定期接種として市民の皆様方には一部費用の負担が生じてくるといった内容でございます。イメージとしてはインフルエンザの予防接種と同等になろうかと思います。

まず、全国的に示されている基準の内容といたしまして、2の実施期間でございます。令和6年10月頃開始を予定しております。なお、接種の開始日につきましては、また別途、後日になろうと思っておりますけども、厚生労働省より示される予定と聞いております。

3の接種の概要でございます。

接種対象者といたしましては、まず基本的にはアの65歳以上の方、イの方につきましては65歳未満の方ではあるのですが、60歳以上65歳未満の方であってもいわゆる基礎疾患がある方につきましては、該当してくるというふうな仕組みにさせていただいております。

接種回数につきましては、毎年度秋冬に1回行うと。

使用ワクチンにつきましては、これは今後厚生労働省より示されるものとなっております。

努力義務規定につきましては、B類疾病の定期接種となったということから努力義務はございません。

それを受けて本市の体制でございます。4の竹原市の接種体制でございますが、まず実施の医療機関としましては、市内市外いわゆる県内の広域予防接種の実施医療機関等で打つといった形でございます。それから、2の接種時期でございます。高齢者インフルエンザ接種と同時期ですので、令和6年10月から令和7年1月までを想定しております。

(3) の接種見込み数でございます。これは、令和6年3月31日の時点で、まず対象者の人数を拾い上げております。65歳以上の方が9,851人いらっしゃいます。そのうち、参考としてはインフルエンザの接種のときの割合を用いまして、接種見込み者数として56.4%の方を掛け算とした5,556名を算出しました。そのうち、あとで御説明いたしますけれども、自己負担ありの方と自己負担なしの方がそれぞれいらしたといった形で、これもインフルエンザのときと同様の割合で算出をさせていただいております。

5番の接種費用でございますが、1人1回2,100円を予定としております。ただし、生活保護世帯、非課税世帯に属するものは無料といった形で、先ほど上の表にありました自己負担なしという方が該当するといった形でございます。このたび補正予算のほうで計上させていただいております。今議会に上程させていただきました衛生費の補正額としては7,819万2,000円でございます。この内訳は、ワクチンの接種委託料が7,623万9,000円とその他事務費等、ほぼ人件費でございますけれども、こちらのほうが195万3,000円の内訳となりました。一部歳入としましては、今年度はワクチン生産体制等緊急整備基金助成金として国のほうから4,611万4,000円が入るといった形でございます。

最後、7番の周知の方法でございます。

まず、広報たけはら9月号で一斉に周知をしてみたいと思います。それから、12月号につきましては、恐らくここは勸奨用にもう一度周知を行うというふうに予定しております。その他、ホームページ、SNS、タネット等より周知をしてみたいというふうに考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） コロナが発生した頃から、いろいろ医者の中でも賛否がありまして、全国で死亡例なんかも報告されておりましたが、竹原の場合はこの間死亡とか後遺症が発生したような事例はあるのかどうか。

委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） コロナワクチンを接種された方の後の後遺症といいますか、その事故の場合と実際にコロナになった方の後、いろいろ分かれると思いますけ

ども、以前近郊においてコロナのワクチンを打たれた方で亡くなられた方というのは、まだ因果関係で国のほうではっきりはしておりませんが、一応事例という形では近郊にはございます。ただし、竹原市の中ではございません。それと、医療を受けられて、こちらのほうも統計を取っているわけではございませんが、うちのほうにコロナが原因で亡くなられたということの話は入ってきていません。

以上です。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 時間もたっぷりあるようです。現状でワクチンの5類に移行したという、最近またコロナが潜在的にじわっと浸透していて、新たにこういう施策をしていくということになってきたというふうに認識するのですが、近隣とか竹原において、一体どういう状況なのか、コロナ患者が毎月何人出ているとか、当時と対比したりして、状況としては油断はできませんよという状態なのか、かなりそういうことは軽減されて散見する程度ですとか、教えていただけたら。分からなかったら仕方ないと思うのですが。

委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

健康こども未来課長（住田昭徳君） 2類のときには国の報告に基づいてかなり詳しいデータ数といいますか、数が上がっていました。これが5類になってからは、いわゆる計測の形が変わりましたので、定点的にインフルエンザと同等の内容で数値をひろい出すといった形で、例えばこれは竹原市ですから、いわゆる竹原市と大崎の合計数になりますけども、そちらのほうは例えば毎週毎週数というのは我々も把握をしています。その中を見ますと、確かに今委員さんおっしゃられたように以前と比べてはかなりコロナというのは当然下がってはきておりますけども、今年に入りまして、御承知のとおりインフルエンザに感染しなかったものが逆に体制が変わったと同時にインフルエンザとコロナの数が多少上がってきたという週はございました。そちらのほうは波がありますので、上がる中、またこれが今はインフルエンザは下がっておりますけども、今後夏に向けては人が集まる機会等にもなりますので、それとクーラー等をつけますと、空気の循環といいますか、そちらのほうの影響は高いということから、今後こういった感染の状況が数的には広がる可能性はあるのかなというふうには思っております。ただし、我々としたらできることは日頃の予防から、そのほうを気をつけていただくということを勧めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 要は大したことないということ。用心していきましょうという、数は取っていないわけでしょう。

委員長（下垣内和春君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 感染状況は上下あると思うのですが、昨年度と同じように施設で感染するとか、そういう状況は見られるのですが、ただ症状が軽症になってきております。その点では、当初に比べれば比較的５類として心配する必要が下がったというふうには言えると思います。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

委員（吉田 基君） はい。

委員長（下垣内和春君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員は退出していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前１０時３１分 休憩

午前１０時３２分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないですか。

ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

その他委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君）　ないようですので、以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前１０時３３分　閉会